

大阪信愛学院大学学則（案）

第1章 総 則

（位置）

第1条 本学は、大阪信愛学院大学と称し、本部を大阪市城東区古市2丁目7番30号に置く。

（目的）

第2条 大阪信愛学院大学（以下「本学」という。）は、カトリック精神に基づき、キリストに信頼し、愛の実践を生きることが建学の精神とし、建学の精神に従って豊かな人間性と幅広い教養、高い倫理観、奉仕の精神を養うと共に常に科学的・論理的思考に基づき専門性を深め、物事を正しく判断して行動し、すすんで社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

第2章 自己点検評価等

第3条 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施するものとする。

2 自己点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に定める。

第3章 大学の組織

（学部）

第4条 教育研究上の基本組織として、本学に次の学部学科を置く。

（1）教育学部 教育学科

（2）看護学部 看護学科

（学部の目的）

第4条の2

（1）教育学部は、教育・保育に関して幅広く深く学ぶことによって、現代社会の要請に応じた知識と実践力を身につけ、物事を正しく判断して行動し情熱を持ってすすんで社会に貢献できる心豊かな教育者・保育者を育成する。

（2）看護学部は、人間に対する愛と尊厳、広い教養と深い見識に基づいて国内外において、看護が求められるあらゆる場で多職種と連携協働しながら主体的かつ柔軟に活動できるヒューマンケア実践力のある人材を育成する。

（入学定員）

第5条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

教育学部 教育学科 入学定員 80名 収容定員 320名

看護学部 看護学科 入学定員 80名 収容定員 320名

（附属施設）

第6条 本学に図書館、しんあい教育研究ケアセンター、その他の附属教育研究機関を置く。これに関する事項は、別に定める。

（修業年限及び在学期間）

第7条 本学の修業年限は、4年とする。

- 2 在学期間は、通算8年を超えることはできない。
- 3 前項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

(長期履修学生)

第8条 学生が、職業を有している等の事情により、前条第1項に規定する修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

第4章 学年、学期、授業期間及び休業日

第9条 学年は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第10条 休業日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 創立記念日（4月20日）
- (4) 春季休業日
- (5) 夏季休業日
- (6) 冬季休業日
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。
- 3 学長は必要があると認めるときは、休業日に臨時に授業を行うことができる。

第5章 授業科目及び単位

(授業科目区分)

第11条 授業科目の種類は、教育学部教育学科は、共通教育科目、専門教育科目とする。看護学部看護学科は、共通教育科目、専門教育科目とする。

- 2 前項の授業科目の種類及び単位数等は、別に定める。（別表1-1～1-4）
- 3 前項で定めるもののほか、学長は臨時に授業科目を開設することができる。
- 4 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行う。
- 5 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 6 前項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(単位の計算)

第12条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を要することを次の基準により授業時間に対応した単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習は、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等についてはこれらの学修の成果を評価し、単位を付与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学習等を考慮して単位数を定めることができる。
- 3 単位の計算基礎となる授業時間については、学長がこれを決定する。

(単位の認定)

第13条 各授業科目を履修し試験に合格した者には、学長は認定のうえ単位を与える。

- 2 各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす。

第6章 履修方法及び登録

(履修の方法)

第14条 学生は、所属の学部、学科によって、それぞれ次の授業科目を履修し、教育学部生は、共通教育科目28単位以上、専門教育科目80単位以上、自由選択科目16単位以上、合計124単位以上(別表1-1、1-2)、看護学部生は、共通教育科目28単位以上、専門教育科目104単位以上、合計132単位以上(別表1-3、1-4)を修得しなければならない。

(資格取得)

第15条 卒業後の資格取得のために、次の科目を設ける。

- (1) 教職に関する科目

教育職員免許状授与の資格を得ようとする者は、教育職員免許法の定めるところにより所要科目の単位を修得しなければならない。

教育学部 教育学科 小学校教諭一種免許状(別表2-1)、幼稚園教諭一種免許状(別表2-2)

看護学部 看護学科 養護教諭一種免許状(別表2-4)

- (2) 保育士の資格を得させるための課程(保育士養成課程)

教育学部教育学科において保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の定めるところにより、所要科目の単位を修得しなければならない。(別表2-3)

- (3) 看護師国家試験受験資格

看護学部看護学科の学生で看護師国家試験受験資格を得ようとする者は、第37条の規定によるほか、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(別表2-5)

(授業の方法)

第16条 本学において開設する授業科目は、これを必修科目及び選択科目とし、4カ年に分けて履修させるものとする。ただし、長期履修生の場合を除く。

- 2 卒業の要件として学生が履修すべき単位数について、1年間及び4年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。ただし、長期履修生の場合は、履修科目として登録することができる単位数の上限は、1年間及びその学生の在学期間について定める。
- 3 授業科目の履修方法及び履修科目の上限は、別に定める。

(授業科目の登録)

第17条 学生は、毎学年の当初に、履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第18条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う大学、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第19条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、短期大学又は高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第3項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第1項から第3項までの規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第7章 入学(編入学)

第20条 入学の時期は、学期の始めとする。

第21条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者で、本学の入学者選抜試験に合格した者を、大学評議会の議を経て学長が決定する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を受けた者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準じる者で文部科学大臣の指定した者

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者。

第22条 本学に入学を志願する者は、所定の入学検定料を納入し、入学願書に必要書類を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

- 2 既納の入学検定料は、返還しない。

第23条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。前条に基づき、入学を許可された者は、所定の書類に入学納付金を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

- 2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に入学を許可する。

第24条 本学を正当な事由により退学した者が退学後2年以内に再入学を志願するときは、教授会の議を経て、学長は審査のうえ、再入学を許可することがある。

- 2 前項の規定による再入学の許可及び手続きは、第22条及び第23条の規定を準用する。
- 3 再入学を許可された者が他の大学等に在学した期間及び修得した単位は、教授会の議を経て、学長はその全部又は一部を本学の修業年限及び履修すべき単位に認定する。

（転学科・転入学）

第25条 他の大学に現に在学する者で、本学に転学科または転入学を志願する者があるときは、審査のうえ、教授会の議を経て、学長は相当する学年に転入学を許可することがある。

（保証人）

第26条 本学に入学を許可された者は、保証人2名を定め、本学が指定する期間内に所定の身元保証書により届け出なければならない。

- 2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。
- 3 保証人は、満25歳以上の者で独立の生計を営む者でなければならない。
- 4 保証人を変更したとき、又は保証人が転居したときは、直ちに届け出なければならない。

第8章 退学、転学、休学、復学、留学及び除籍

（退学及び転学）

第27条 退学又は転学しようとする者は、所定の様式による願書を学生証とともに提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 退学を願い出る者は、その期までの授業料等を完納しなければならない。

（休学）

第28条 疾病その他のやむを得ない事由により休学しようとする者は、その理由を詳記した休学願を提出し、学

長の許可を受けなければならない。

- 2 病気のために休学する者は、医師の診断書を添えなければならない。
- 3 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別な事由があると認められるときは、学長は引き続き更に1年の範囲内の休学を許可することができる。
- 4 休学の期間は、通算4年を超えることはできない。

(復学)

第29条 前条により休学した者は、休学期間が満了したとき、又は休学期間中に休学の事由がやみ、復学しようとする者は、所定の復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第30条 外国の大学又はこれに相当する教育機関等への留学を希望する者があるときは、学長は留学を許可することがある。

- 2 前項により留学しようとする者は、所定の書類に保証人連署のうえ、学長に願い出なければならない。

(除籍)

第31条 次の各号の一に該当するものは、学長が除籍する。

- (1) 第7条に規定する修業年限又は在学期間を超えた者
- (2) 第8条に規定する履修計画を達成できない者
- (3) 第28条第3項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 正当な理由もなく授業料等の納付を怠り、催促してもなお納付しない者
- (5) 死亡又は行方不明の者

第9章 学修の評価及び修了認定及び卒業

(学修の評価)

第32条 授業科目の成績評価は、S・A・B・C・Dの評価をもって表し、S・A・B・Cを合格とし、Dを不合格とする。

- 2 前項の成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点 (Grade Point Average に相当するもの。以下「GPA」という。)を用いる。
- 3 前項に定める GPA は、成績評価のうち、Sにつき4.0、Aにつき3.0、Bにつき2.0、Cにつき1.0、Dにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を登録科目の総単位数で除して算出する。

(試験等の時期)

第33条 定期試験は、大学が定める期間に行う。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは臨時に行うことができる。

(試験等の受験資格)

第34条 当該科目の履修について登録していないものは、試験を受けることができない。

(修了認定に必要な出席時数)

第35条 出席時数が所定の基準に達しないときは、原則として授業科目修了の認定を行わない。

(追試験及び再試験)

第36条 本学において必要と認めたときは、追試験又は再試験を行うことがある。

2 追試験は、病気その他のやむを得ない事由により試験等に欠席した者を対象とする。

(卒業の認定)

第37条 学生が本学を卒業するためには、本学に4年(再入学又は転入により入学した場合は別に定める年数)以上在学し、卒業認定に必要な単位を修得しなければならない。

2 卒業認定に必要な単位は、教育学部教育学科 124 単位以上、看護学部看護学科 132 単位以上とする。

3 卒業認定は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

(卒業の時期)

第38条 卒業の時期は、毎年3月とする。ただし、特別の事情があるときは、9月に卒業させることがある。

(卒業証書の授与)

第39条 学長は、第37条第3項に規定する卒業認定を得た者に対し卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第40条 学長は、本学教育学部教育学科を卒業した者に対し学士(教育学)の学位を、看護学部看護学科を卒業した者に対し学士(看護学)の学位を授与する。

第10章 入学検定料・入学金・授業料等納付金・その他納付金

(入学検定料)

第41条 本学に入学を志願する者は、入学検定料として別表3に定める金額を納めなければならない。

(入学金)

第42条 本学に入学を許可された者は、入学金として別表3に定める金額を納めなければならない。

(授業料等納付金)

第43条 授業料等納付金は、別表3のとおりとし、所定の期日までに全納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本学において特別の事由があると認められた者は、授業料等納付金について分納又は延納を願い出ることができる。

(その他の納付金)

第44条 実習費、その他教育に必要な費用(以下「その他の納付金」という。)は、別表3のとおりとし、所定の期日までに納めなければならない。

(退学等の場合の授業料等納付金)

第45条 退学もしくは転学した者、退学を命じられた者又は停学中の者は、当該期の授業料等納付金及びその他の納付金(以下これらを「授業料等」という。)の全額を納めなければならない。

(授業料等の返還)

第46条 既納の入学検定料・入学金・授業料およびその他の学費は返還しない。ただし、授業料およびその他の学費については入学を辞退する旨の申し出があった場合に限り返還することがある。

(授業料等の延納)

第47条 授業料およびその他の学費を延納しなければならない事情があるときは、直ちにその旨を願い出て許可

を受けなければならない。

(休学等の場合の授業料等)

第 48 条 休学期間中は授業料およびその他の学費を徴収しない。ただし、休学の始めまたは終わりの日の属する納期分はこの限りでない。

第 49 条 前期又は後期の中で休学した者は、休学した当該期の授業料等は全額を納めなければならない。

- 2 休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、当該期は授業料等に替えて別表 3 に定める在籍料を納めなければならない。
- 3 前期又は後期の途中で復学した者は、復学した当該期の授業料等は全額を納めなければならない。
- 4 留学した者の授業料等は、第 3 項の規定を準用する。
- 5 留学期間中の授業料の扱いは別に定める。

(納入された納付金の不還付等)

第 50 条 納入された入学検定料及び入学金は、還付しない。

- 2 授業料、実験実習費及びその他の納付金の還付については、別に定める。

(授業料の貸与)

第 51 条 成績優秀にして学資の支弁が極めて困難な者には、授業料を貸与することができる。

第 11 章 研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人学生

(研究生)

第 52 条 本学において特定の事項について研究を志望する者があるときは、学長は研究生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第 53 条 本学において開設する授業科目を選んで履修することを志望する者があるときは、学長は科目等履修生として入学を許可することがある。

(聴講生)

第 54 条 本学において、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議に基づき、学長は当該大学又は短期大学の学生を特別聴講学生として許可することがある。

(外国人留学生)

第 55 条 外国人で本学に入学を志望する者があるときは、選考の上外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生には、第 2 条、第 4 条から第 54 条まで、第 56 条から第 59 条まで、第 66 条から第 67 条までを準用する。
- 3 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第 12 章 学生の生活指導と課程外教育と健康管理

第 56 条 本学は、学生の個人及び集団の生活指導と課程外の教育とのための諸機関を設ける。

第 57 条 本学は、学生及び教職員の健康を管理するため大阪信愛学院保健センターを利用する。

- 2 保健センターに関する事項は、別に定める。

第 58 条 学生は、学年ごとに保健センターにおいて健康診断を受けなければならない。

第 59 条 学生は、傷病の際、保健センターを利用することができる。

第 13 章 公開講座及び各種講習会等

第 60 条 本学は、文化向上、成人教育その他の諸研究教育活動のために、公開講座、講習会等を開設することができる。

- 2 前項に関する事項は、別に定める。

第 14 章 教職員組織

(教職員)

第 61 条 本学に、学長、学部長、図書館・情報・教学 I R センター長、しんあい教育研究ケアセンター長、キャリア支援センター長、事務部長を置く。

- 2 本学に副学長、学科長を置くことができる。

- 3 前項に規定するもののほか、本学の教育研究の業務に必要な教育職員及びその他の職員を置く。

第 62 条 本学に大学評議会を置く。

- 2 大学評議会に関して必要な事項は別に定める。

第 63 条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

第 15 章 賞 罰

(表彰)

第 64 条 学力優秀な学生又は学生として表彰に値する行為があった者に対し、教授会の議を経て、学長は表彰することがある。

(懲戒)

第 65 条 本学の学則その他の規程に背き、又は学生としての本分に反する行為があった者に対して、学長は懲戒することがある。

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

- 3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な事由がなく出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他、学生としての本分に著しく反する行為があった者

- 4 懲戒に必要な事項は別に定める。

第16章 大学開放

(大学開放)

第66条 地域社会と連携し、開かれた大学とするため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる。

第17章 補 則

(委任)

第67条 この学則に定めるもののほか、本学における修学に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第68条 この学則を改正しようとするときは、別に定めるところにより、学長は理事会の承認を得なければならない。

第69条 この学則の実施に関し必要な細則は、別に定める。

第70条 この学則の改廃は、大学評議会の議を経て、理事会が行う。

2 前項にかかわらず、第61条から第62条の2までに定める事項については、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

教育学部 教育学科
(別表1-1)
共通教育科目

授 業 科 目	授業形式	1単位当たり 授業時間数	開講単位数			備考
			必修	選択	計	
キリスト教と人間	講義	15	1		1	
現代とキリスト教	講義	15	1		1	
人間論(哲学)	講義	15	1		1	
宗教論	講義	15	1		1	
心理学	講義	15		1	1	*
教育学概論Ⅰ	講義	15	1		1	
教育学概論Ⅱ	講義	15	1		1	
ライフサイエンス	講義	15	1		1	
社会学	講義	15		1	1	*
サービスマーケティング	演習	30	1		1	
キャリア入門	演習	30	1		1	
セーフティプロモーション	講義	15		1	1	
生活と化学	講義	15		1	1	
社会と人権(日本国憲法)	講義	15	2		2	
ジェンダー論	講義	15		1	1	
生命倫理	講義	15	1		1	
くらしと色彩	講義	15		1	1	いずれか必修
人と音楽	講義	15		1	1	
音楽療法入門	講義	15		1	1	
音楽療法入門	講義	15		1	1	
体育講義	講義	15	1		1	
体育実技	実技	30	1		1	
文章表現	講義	15		1	1	
クリティカル・シンキング	講義	15	1		1	
基礎ゼミ	演習	30	1		1	
教養ゼミ	演習	30	1		1	
社会調査法	演習	30		1	1	
データサイエンス	講義	15		1	1	
情報倫理	講義	15	1		1	
情報リテラシーⅠ	演習	30	1		1	
情報リテラシーⅡ	演習	30		1	1	
Speaking & Listening	演習	30	1		1	
Writing	演習	30	1		1	
ReadingⅠ	演習	30	1		1	
ReadingⅡ	演習	30		1	1	3単位 選択必修
Process Writing	演習	30		1	1	
時事英語	演習	30		1	1	
医療英語	演習	30		1	1	
フランス語Ⅰ	演習	30		1	1	
フランス語Ⅱ	演習	30		1	1	
異文化交流(海外語学研修)	演習	40		2	2	
国際理解(カンボジア研修)	演習	30		1	1	
文化人類学(異文化理解)	講義	15		1	1	*
			22	23	45	

* から1単位選択必修

教育学部 教育学科

(別表1－2)

専門教育科目

	授 業 科 目	授業形式	1単位当たり 授業時間数	開講単位数			備考
				必修	選択	計	
学科共通科目	教育原理	講義	15	2		2	
	教育学演習Ⅰ	演習	15	2		2	
	教育学演習Ⅱ	演習	15	2		2	
	教育学研究Ⅰ	演習	15	2		2	
	教育学研究Ⅱ	演習	15	2		2	
学科コア科目	教職論	講義	15		2	2	} いずれか必修
	保育者論	講義	15		2	2	
	教育制度論	講義	15	2		2	
	教育心理学	講義	15	2		2	
	初等国語論	講義	15	2		2	
	初等社会科論	講義	15		2	2	※
	初等算数論	講義	15		2	2	※1
	初等理科論	講義	15		2	2	※
	初等生活科論	講義	15		2	2	※
	初等音楽論Ⅰ	演習	30	1		1	
	初等音楽論Ⅱ	演習	30	1		1	
	初等音楽論Ⅲ	演習	30		1	1	※
	初等図工論Ⅰ	演習	30	1		1	
	初等図工論Ⅱ	演習	30	1		1	
	初等家庭科論	講義	15		2	2	※
	初等体育論Ⅰ	演習	30	1		1	
	初等体育論Ⅱ	演習	30		1	1	※
	初等英語論	講義	15		2	2	※1
	初等国語科教育論	講義	15		2	2	※1
	初等社会科教育論	講義	15		2	2	※1
	初等算数科教育論	講義	15		2	2	※1
	初等理科教育論	講義	15		2	2	※1
	初等生活科教育論	講義	15		2	2	※1
	初等音楽科教育論	講義	15		2	2	※1
	初等図工科教育論	講義	15		2	2	※1
	初等家庭科教育論	講義	15		2	2	※1
	初等体育科教育論	講義	15		2	2	※1
	初等英語科教育論	講義	15		2	2	※1
	特別支援教育学	演習	15	2		2	
	初等教育課程論	講義	15		2	2	} いずれか必修
	保育・教育課程論	講義	15		2	2	
	初等教育方法学	講義	15	2		2	
	初等生徒・進路指導論	講義	15		2	2	※1
	幼児と健康論	演習	15		1	1	※2
	幼児と人間関係論	演習	15	1		1	
	幼児と環境論	演習	15	1		1	
	幼児と言葉論	演習	15	1		1	
	幼児と表現論	演習	15		1	1	※2
	保育内容総論	演習	15	2		2	
	保育内容指導法(健康)	演習	15		1	1	※2
	保育内容指導法(人間関係)	演習	15	1		1	
	保育内容指導法(環境)	演習	15	1		1	
	保育内容指導法(言葉)	演習	15	1		1	
	保育内容指導法(表現)	演習	15		1	1	※2

教育学部 教育学科

(別表1-2)

専門教育科目

	授 業 科 目	授業形式	1単位当たり 授業時間数	開講単位数			備考
				必修	選択	計	
学 科 展 開 科 目	初等道德教育論	講義	15		2	2	※1
	初等特別活動指導論	講義	15		1	1	※1
	総合的な学習の指導論	講義	15		1	1	※1
	初等教育相談	講義	15	2		2	
	幼児の理解	演習	15		1	1	※2
	児童心理学	講義	15		2	2	※
	障害児(者)心理学	講義	15		2	2	
	子ども家庭支援の心理学	講義	15		2	2	
	ICT活用演習	演習	30	1		1	
	保育原理	講義	15	2		2	
	子ども家庭支援論	講義	15		2	2	
	乳児保育Ⅰ	講義	15		2	2	
	乳児保育Ⅱ	演習	15		1	1	
	社会福祉論	講義	15	2		2	
	子ども家庭福祉	講義	15	2		2	
	社会的養護Ⅰ	講義	15		2	2	
	社会的養護Ⅱ	演習	15		1	1	
	子どもの保健	講義	15		2	2	
	子どもの健康と安全	演習	15		1	1	
	子どもの食と栄養	演習	15		2	2	
	子育て支援	演習	15		1	1	
	障害児保育論	講義	15		2	2	
	キリスト教的保育論	講義	15		2	2	
	モンテッソーリ保育論	講義	15		2	2	
	幼児音楽指導法Ⅰ	演習	30		1	1	※2
	幼児音楽指導法Ⅱ	演習	30		1	1	※2
	幼児造形指導法Ⅰ	演習	30		1	1	※2
	幼児造形指導法Ⅱ	演習	30		1	1	※2
	野外活動	演習	30		2	2	
	リトミック演習	演習	30		1	1	
	こども音楽療育概論	講義	15		2	2	
	こども音楽療育演習	演習	30		1	1	
	こども音楽療育実習	実習	30		1	1	
	童謡創作論	演習	30		1	1	
	教育実習(幼・小)	実習	40		4	4	※1、2
	教育実習事前事後指導	実習	30		1	1	※1、2
	幼稚園教育実習	実習	40		2	2	※
	小学校教育実習	実習	40		2	2	※
	教職インターンシップ	実習	30		2	2	※
	保育実習ⅠA	実習	40		2	2	
	保育実習ⅠB	実習	40		2	2	
	保育実習指導ⅠA	演習	15		1	1	
	保育実習指導ⅠB	演習	15		1	1	
	保育実習Ⅱ	実習	40		2	2	
	保育実習指導Ⅱ	演習	15		1	1	
	保育実習Ⅲ	実習	40		2	2	
	保育実習指導Ⅲ	演習	15		1	1	
	教職実践演習(幼・小)	演習	15		2	2	※1、2
	卒業研究	演習	15	5		5	
				47	116	163	

※から16単位選択必修

小学校教諭一種免許状を取得する者は※1必修

幼稚園教諭一種免許状を取得する者は※2必修

看護学部 看護学科

(別表1-3)

共通教育科目

授 業 科 目	授業形式	1単位当たり 授業時間数	開講単位数			備考
			必修	選択	計	
キリスト教と人間	講義	15	1		1	
現代とキリスト教	講義	15	1		1	
人間論(哲学)	講義	15	1		1	
宗教論	講義	15	1		1	
心理学	講義	15		1	1	※
教育学概論Ⅰ	講義	15		1	1	※
ライフサイエンス	講義	15	1		1	
社会学	講義	15		1	1	※
サービスマーケティング	演習	30	1		1	
キャリア入門	演習	30	1		1	
セーフティプロモーション	講義	15		1	1	
生活と化学	講義	15		1	1	
社会と人権(日本国憲法)	講義	15		2	2	
ジェンダー論	講義	15		1	1	
生命倫理	講義	15	1		1	
くらしと色彩	講義	15		1	1	※※
人と音楽	講義	15		1	1	※※
音楽療法入門	講義	15		1	1	
園芸療法入門	講義	15		1	1	
体育講義	講義	15		1	1	
スポーツと健康	演習	30		1	1	
文章表現	講義	15		1	1	
クリティカル・シンキング	講義	15	1		1	
基礎ゼミ	演習	30	1		1	
教養ゼミ	演習	30	1		1	
社会調査法	演習	30		1	1	
データサイエンス	講義	15		1	1	
情報倫理	講義	15	1		1	
情報リテラシーⅠ	演習	30	1		1	
情報リテラシーⅡ	演習	30		1	1	
Speaking & Listening	演習	30	1		1	
Writing	演習	30	1		1	
ReadingⅠ	演習	30	1		1	
ReadingⅡ	演習	30		1	1	3単位 選択必修
Process Writing	演習	30		1	1	
時事英語	演習	30		1	1	
医療英語	演習	30		1	1	
フランス語Ⅰ	演習	30		1	1	
フランス語Ⅱ	演習	30		1	1	
異文化交流(海外語学研修)	演習	30		2	2	
国際理解(カンボジア研修)	演習	30		1	1	
文化人類学(異文化理解)	講義	15		1	1	※
			16	28	44	

※から1単位選択必修
※※から1単位選択必修

看護学部 看護学科
(別表1-4)
専門教育科目

		授 業 科 目	授業形式	1単位当たり 授業時間数	開講単位数			備考
					必修	選択	計	
専門基礎科目		人体の構造と機能(解剖学)	講義	15	1		1	
		人体の構造と機能Ⅰ	講義	15	2		2	
		人体の構造と機能Ⅱ	講義	15	1		1	
		人体の構造と機能Ⅲ	講義	15	1		1	
		生化学	講義	15	1		1	
		微生物学・免疫学	講義	15	1		1	
		生命科学	講義	15	2		2	
		疾病治療論Ⅰ	講義	15	2		2	
		疾病治療論Ⅱ	講義	15	2		2	
		疾病治療論Ⅲ	講義	15	1		1	
		疾病治療論Ⅳ	講義	15	1		1	
		栄養学	講義	15	1		1	
		病理学	講義	15	2		2	
		心のしくみと働き	講義	15	1		1	
		臨床薬理学	講義	15	1		1	
		発達心理学	講義	15		1	1	
		生活機能論	講義	15	1		1	
		健康教育論	講義	15	1		1	
		環境と健康	講義	15		1	1	
		社会健康学	講義	15	1		1	
		社会心理学	講義	15	1		1	
		家族社会学	講義	15		1	1	
		医療倫理	講義	15	1		1	
		社会福祉論	講義	15	1		1	
		保健統計学	講義	15	1		1	
		公衆衛生学(疫学)	講義	15	1		1	
専門科目	看護の基盤	看護概論	講義	15	1		1	
		看護倫理	講義	15	1		1	
		基礎技術Ⅰ	演習	30	2		2	
		基礎技術Ⅱ	演習	30	2		2	
		フィジカルアセスメントⅠ	演習	30	2		2	
		フィジカルアセスメントⅡ	演習	30	2		2	
		看護理論	講義	15	1		1	
		臨床判断論	演習	30	1		1	
		キャリアデザインⅠ	講義	15	1		1	
		家族看護論	講義	15	1		1	
		看護教育学Ⅰ	演習	30	1		1	
		ヒューマンケア実習Ⅰ	実習	45	1		1	
		ヒューマンケア実習Ⅱ	実習	45	2		2	
		生涯発達看護論Ⅰ(母性)	講義	15	2		2	
		生活機能支援論Ⅰ－①(母性)	演習	30	1		1	
		生活機能支援論Ⅰ－②(母性)	演習	30	1		1	
		生活機能支援論実習Ⅰ(母性)	実習	45	2		2	

看護学部 看護学科
(別表1-4)
専門教育科目

	授 業 科 目	授業形式	1単位当たり 授業時間数	開講単位数			備考
				必修	選択	計	
専門科目	ライフサイクルと看護	生涯発達看護論Ⅱ(小児)	講義	15	2	2	
		生活機能支援論Ⅱ－①(小児)	演習	30	1	1	
		生活機能支援論Ⅱ－②(小児)	演習	30	1	1	
		生活機能支援論実習Ⅱ(小児)	実習	45	2	2	
		生涯発達看護論Ⅲ(成人)	講義	15	1	1	
		生活機能支援論Ⅲ－①(急性)	演習	30	1	1	
		生活機能支援論Ⅲ－②(慢性)	演習	30	1	1	
		生活機能支援論Ⅲ－③(リハビリテーション)	演習	30	1	1	
		生活機能支援論Ⅲ－④(急性)	演習	30	1	1	
		生活機能支援論Ⅲ－⑤(慢性)	演習	30	1	1	
		生活機能支援論実習Ⅲ－①(急性)	実習	45	3	3	
		生活機能支援論実習Ⅲ－②(慢性)	実習	45	3	3	
		生涯発達看護論Ⅳ(老年)	講義	15	1	1	
		生活機能支援論Ⅳ－①(老年)	演習	30	2	2	
		生活機能支援論Ⅳ－②(老年)	演習	30	1	1	
		生活機能支援論実習Ⅳ－①(老年)	実習	45	1	1	
		生活機能支援論実習Ⅳ－②(老年)	実習	45	2	2	
		エンドオブライフケア論	講義	15	1	1	
	コミュニティと看護	メンタルヘルス・アセスメント	講義	15	1	1	
		メンタルヘルス・プロモーション	講義	15	1	1	
		生活機能支援論Ⅴ－①(精神)	演習	30	1	1	
		生活機能支援論Ⅴ－②(精神)	演習	30	1	1	
		生活機能支援論実習Ⅴ(精神)	実習	45	2	2	
		地域包括ケア論Ⅰ(在宅)	講義	15	2	2	
		地域包括ケア論Ⅱ(在宅・地域)	演習	30	1	1	
		地域包括ケア論Ⅲ(地域・学校)	演習	30	1	1	
		地域包括ケア論Ⅳ(在宅)	演習	30	1	1	
		地域包括ケア論実習Ⅰ(老年)	実習	45	1	1	
		地域包括ケア論実習Ⅱ(在宅)	実習	45	2	2	
		地域包括ケア論実習Ⅲ－①(統合・管理)	実習	45	1	1	
		地域包括ケア論実習Ⅲ－②(統合・地域)	実習	45	1	1	
		チーム医療論	講義	15	1	1	
		学校保健	講義	15		2	※卒業要件に含まない
		養護学概説	講義	15		2	※卒業要件に含まない

看護学部 看護学科
(別表1-4)
専門教育科目

		授 業 科 目	授業形式	1単位当たり 授業時間数	開講単位数			備考
					必修	選択	計	
専 門 科 目	看護の発展	看護マネジメント論Ⅰ	演習	30	2		2	
		看護マネジメント論Ⅱ	講義	15		1	1	
		国際看護Ⅰ	演習	30	1		1	
		国際看護Ⅱ	講義	15		1	1	
		災害看護Ⅰ	演習	30	1		1	
		災害看護Ⅱ	講義	15		1	1	
		キャリアデザインⅡ	演習	30	1		1	
		看護研究Ⅰ	演習	30	1		1	
		看護研究Ⅱ	演習	30	1		1	
		看護研究Ⅲ	演習	30	1		1	
		看護研究Ⅳ	演習	30	1		1	
		専門職論	講義	15		1	1	
		看護政策論	講義	15		1	1	
		看護教育学Ⅱ	講義	15		1	1	
教 職 科 目	教育の基礎的理解に 関する科目	教育原理	講義	15		2	2	※卒業要件に含まない
		教職論	講義	15		1	1	※卒業要件に含まない
		教育制度論	講義	15		1	1	※卒業要件に含まない
		教育心理学	講義	15		2	2	※卒業要件に含まない
		特別支援教育	講義	15		1	1	※卒業要件に含まない
		教育課程論	講義	15		1	1	※卒業要件に含まない
	道徳、総合的な学習の 時間等、指導法及び 生徒指導、教育相談等 に関する科目	道徳教育の理論と方法	講義	15		1	1	※卒業要件に含まない
		特別活動及び総合的な学習の指導法	講義	15		1	1	※卒業要件に含まない
		教育の方法と技術	講義	15		2	2	※卒業要件に含まない
		生徒指導	講義	15		1	1	※卒業要件に含まない
		教育相談	講義	15		1	1	※卒業要件に含まない
	教育実践に 関する科目	事前及び事後指導(養護)	実習	45		1	1	※卒業要件に含まない
		養護実習	実習	45		2	2	※卒業要件に含まない
		教職インターンシップ	実習	45		2	2	※卒業要件に含まない
		教職実践演習(養護教諭)	演習	30		2	2	※卒業要件に含まない
					104	34	138	

【教科及び教職に関する科目】

免許法施行規則に定める科目及び単位数				本学で開講する科目及び単位数		
教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項		最低修得単位数	授 業 科 目	単位数	備考
教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項（1以上の科目について修得すること）	国語（書写を含む。） 社会 算数 理科 生活 音楽	3 0	初等国語論 初等社会科論 初等算数論 初等理科論 初等生活科論 初等音楽論Ⅰ 初等音楽論Ⅱ 初等音楽論Ⅲ 初等図工論Ⅰ 初等図工論Ⅱ 初等家庭科論 初等体育論Ⅰ 初等体育論Ⅱ 初等英語論	2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 2 1 1 2	必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修
		図画工作 家庭 体育 外国語				
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
	・各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。） 国語等の教科についてそれぞれ1単位以上必修			初等国語科教育論 初等社会科教育論 初等算数科教育論 初等理科教育論 初等生活科教育論 初等音楽科教育論 初等図工科教育論 初等家庭科教育論 初等体育科教育論 初等英語科教育論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		1 0	教育原理	2	必修(幼)
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			教職論	2	必修(幼)
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			教育制度論	2	必修(幼)
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			教育心理学 児童心理学	2 2	必修(幼) (幼)
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（1単位以上を修得）			特別支援教育学	2	必修(幼)
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			初等教育課程論	2	必修(幼)
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法（2単位以上修得）		1 0	初等道徳教育論	2
・総合的な学習の時間の指導法		初等特別活動指導論	1		必修	
・特別活動の指導法		総合的な学習の指導論	1		必修	
・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		初等教育方法学	2		必修(幼)	
・生徒指導の理論及び方法		初等生徒・進路指導論	2		必修	
・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		初等教育相談	2		必修(幼)	
・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
教育実践に関する科目	・教育実習（事前及び事後の指導の1単位を含む）		5	教育実習（幼・小） 教育実習事前事後指導 小学校教育実習	4 1 2	必修(幼) 必修(幼) (幼)
	・学校体験活動			教職インターンシップ	2	
	・教職実践演習（2単位）			教職実践演習（幼・小）	2	必修(幼)
大学が独自に設定する科目		2	教育学概論Ⅰ 教育学概論Ⅱ サービ斯拉ーニング セーフティプロモーション	1 1 1 1	必修 必修 必修 必修	
計		5 9	計	8 0		

(幼)・・・幼稚園教諭一種免許状と共通開講

【教育職員免許法施行規則第66の6に定める科目】

免許法施行規則に定める科目及び単位数		本学で開講する科目及び単位数		
科目	最低修得単位数	授 業 科 目	単位数	備考
日本国憲法	2	社会と人権（日本国憲法）	2	必修
体育	2	体育講義	1	必修
		体育実技	1	必修
外国語コミュニケーション	2	Speaking & Listening	1	必修
		Writing	1	必修
		Reading I	1	必修
		Reading II	1	
		Process Writing	1	
		時事英語	1	
		異文化交流（海外語学研修）	2	
情報機器の操作	2	情報リテラシーⅠ	1	必修
		ICT活用演習	1	必修
計	8	計	14	

(別表2-2) 幼稚園教諭一種免許状 履修規程

【領域及び教職に関する科目】

免許法施行規則に定める科目及び単位数				本学で開講する科目及び単位数		
領域及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項		最低修得単位数	授 業 科 目	単位数	備 考
領域及び保育内容の指導法に関する科目	・ 領域に関する専門的事項 (1以上の科目について修得)	健康 人間関係 環境 言葉 表現	16	幼児と健康論	1	必修
		幼児と人間関係論		1	必修	
	領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	幼児と環境論		1	必修	
教育の基礎的理解に関する科目	・ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		10	幼児と言葉論	1	必修
	・ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			幼児と表現論	1	必修
	・ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)					
	・ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			保育内容総論	2	必修
	・ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上を修得)			保育内容指導法(健康)	1	必修
	・ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			保育内容指導法(人間関係)	1	必修
				保育内容指導法(環境)	1	必修
				保育内容指導法(言葉)	1	必修
				保育内容指導法(表現)	1	必修
				幼児音楽指導法Ⅰ	1	必修
		幼児音楽指導法Ⅱ	1	必修		
		幼児造形指導法Ⅰ	1	必修		
		幼児造形指導法Ⅱ	1	必修		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		4	教育原理	2	必修(小)
	・ 幼児理解の理論及び方法			教職論	2	(小)
	・ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)			保育者論	2	(小)
教育実践に関する科目	・ 教育実習(事前及び事後の指導の1単位を含む)		5	教育制度論	2	必修(小)
				教育心理学	2	必修(小)
				児童心理学	2	(小)
	・ 学校体験活動	特別支援教育学		2	必修(小)	
		初等教育課程論		2	(小)	
・ 教職実践演習(2単位)		2	保育・教育課程論	2	必修(小)	
大学が独自に設定する科目			14※	初等教育方法学	2	必修(小)
				幼児の理解	1	必修
				初等教育相談	2	必修(小)
	・ 教育実習(事前及び事後の指導の1単位を含む)			教育実習(幼・小)	4	必修(小)
				教育実習事前事後指導	1	必修(小)
	・ 学校体験活動			幼稚園教育実習	2	(小)
				教職インターンシップ	2	(小)
	・ 教職実践演習(2単位)			教職実践演習(幼・小)	2	必修(小)
				初等国語論	2	必修
				初等音楽論Ⅰ	1	必修
				初等音楽論Ⅱ	1	必修
				初等音楽論Ⅲ	1	必修
				初等図工論Ⅰ	1	必修
				初等図工論Ⅱ	1	必修
		初等体育論Ⅰ	1	必修		
		初等体育論Ⅱ	1	必修		
		教育学概論Ⅰ	1	必修		
		教育学概論Ⅱ	1	必修		
		サービスラーニング	1	必修		
		セーフティプロモーション	1	必修		
計			51	計	63	

※「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上を修得

(小)・・・小学校教諭一種免許状と共通開講

【教育職員免許法施行規則第66の6に定める科目】

免許法施行規則に定める科目及び単位数		本学で開講する科目及び単位数		
科目	最低修得 単位数	授 業 科 目	単位数	備考
日本国憲法	2	社会と人権（日本国憲法）	2	必修
体育	2	体育講義	1	必修
		体育実技	1	必修
外国語コミュニケーション	2	Speaking & Listening	1	必修
		Writing	1	必修
		Reading I	1	必修
		Reading II	1	
		Process Writing	1	
		時事英語	1	
		異文化交流（海外語学研修）	2	
情報機器の操作	2	情報リテラシーⅠ	1	必修
		ICT活用演習	1	必修
計	8	計	14	

(別表2-3)

保育士資格 履修規程

【厚生労働省告示必修科目】

告示による教科目				本学で開講している科目及び単位数			1単位当たり授業時間数	備考
系列	教科目	授業形態	設置単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	15時間	必修
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2	15時間	必修
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2	15時間	必修
	社会福祉	講義	2	社会福祉論	講義	2	15時間	必修
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2	15時間	必修
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2	15時間	必修
保育の対象の理解に関する科目	保育者論	講義	2	保育者論	講義	2	15時間	必修
	保育の心理学	講義	2	教育心理学	講義	2	15時間	必修
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	15時間	必修
	子どもの理解と援助	演習	1	幼児の理解	演習	1	15時間	必修
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2	15時間	必修
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2	15時間	必修
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	保育・教育課程論	講義	2	15時間	必修
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	2	15時間	必修
	保育内容演習	演習	5	保育内容指導法(健康)	演習	1	15時間	必修
				保育内容指導法(人間関係)	演習	1	15時間	必修
				保育内容指導法(環境)	演習	1	15時間	必修
				保育内容指導法(言葉)	演習	1	15時間	必修
				保育内容指導法(表現)	演習	1	15時間	必修
	保育内容の理解と方法	演習	4	初等音楽論Ⅰ	演習	1	30時間	必修
				初等図工論Ⅰ	演習	1	30時間	必修
				初等体育論Ⅰ	演習	1	30時間	必修
				幼児と言葉論	演習	1	15時間	必修
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2	15時間	必修
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1	15時間	必修
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1	15時間	必修
	障害児保育	演習	2	特別支援教育学	演習	2	15時間	必修
	社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1	15時間	必修
	子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1	15時間	必修
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習ⅠA	実習	2	40時間	必修
				保育実習ⅠB	実習	2	40時間	必修
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導ⅠA	演習	1	15時間	必修
				保育実習指導ⅠB	演習	1	15時間	必修
総合演習	保育実践演習	演習	2	教職実践演習(幼・小)	演習	2	15時間	必修
計			51単位	計			52	

【厚生労働省告示教養科目】8単位以上必修(体育を含む)

告示による教科目				本学で開講している科目及び単位数			1単位当たり 授業時間数	備考
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
教 養 科 目	外国語、体育	不問	6 以上	キリスト教と人間	講義	1	15 時間	必修
				現代とキリスト教	講義	1	15 時間	必修
				人間論（哲学）	講義	1	15 時間	必修
				教育学概論Ⅰ	講義	1	15 時間	必修
				教育学概論Ⅱ	講義	1	15 時間	必修
				ライフサイエンス	講義	1	15 時間	必修
				サービスラーニング	演習	1	30 時間	必修
				キャリア入門	演習	1	30 時間	必修
				社会と人権（日本国憲法）	講義	2	15 時間	必修
	外国語	演習	2 以上	情報倫理	講義	1	15 時間	必修
				情報リテラシーⅠ	演習	1	30 時間	必修
				Speaking & Listening	演習	1	30 時間	必修
				Writing	演習	1	30 時間	必修
				ReadingⅠ	演習	1	30 時間	必修
				ReadingⅡ	演習	1	30 時間	必修
				Process Writing	演習	1	30 時間	必修
				時事英語	演習	1	30 時間	必修
				体 育	講義	1	体育講義	講義
	実技	1	体育実技		実技	1	30 時間	必修
計		10 単位以上		計		20		

【厚生労働省告示選択科目】(学校独自の科目)

告示による教科目				本学で開講している科目及び単位数			1単位当たり授業時間数	備考
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
学校独自の科目として開設されている教科目				こども音楽療育概論	講義	2	15時間	
				こども音楽療育演習	演習	1	30時間	
				こども音楽療育実習	実習	1	30時間	
				音楽療法入門	講義	1	15時間	
				園芸療法入門	講義	1	15時間	
				キリスト教的保育論	講義	2	15時間	
				モンテッソーリ保育論	講義	2	15時間	
				国際理解(カンボジア研修)	演習	1	30時間	
				計		11		

【厚生労働省告示選択必修科目】9単位以上必修(「保育実習・保育実習指導」Ⅱ、Ⅲいずれかを含む)

告示による教科目				本学で開講している科目及び単位数			1単位当たり 授業時間数	備考
系列	教科目	授業形態	設置単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
保育の本質・目的に関する科目 保育の対象の理解に関する科目 保育の内容・方法に関する科目			15 単位 以上	教育制度論	講義	2	15時間	必修 これらの科目から2単位 以上必修
				教職論	講義	2	15時間	
				児童心理学	講義	2	15時間	
				障害児（者）心理学	講義	2	15時間	
				幼児音楽指導法Ⅰ	演習	1	30時間	
				幼児音楽指導法Ⅱ	演習	1	30時間	
				幼児造形指導法Ⅰ	演習	1	30時間	
				幼児造形指導法Ⅱ	演習	1	30時間	
				障害児保育論	講義	2	15時間	
				野外活動	演習	2	30時間	
				初等国語論	講義	2	15時間	
保育実習	保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅱ	実習	2	40時間	※
				保育実習Ⅲ	実習	2	40時間	
	保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習	1	15時間	
				保育実習指導Ⅲ	演習	1	15時間	
計			18以上	計		24		

※「保育実習Ⅱ」「保育実習指導Ⅱ」あるいは、「保育実習Ⅲ」「保育実習指導Ⅲ」のいずれか必修

(別表2-4)

養護教諭一種免許状 履修規程

【養護及び教職に関する科目】

免許法施行規則に定める科目及び単位数			本学で開講する科目及び単位数		
養護及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授 業 科 目	単位数	備考
養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む)	4	環境と健康	1	必修
			社会健康学	1	必修
			保健統計学	1	必修
	学校保健	2	公衆衛生学(疫学)	1	必修
	養護概説	2	学校保健	2	必修
	健康相談活動の理論及び方法	2	養護学概説	2	必修
			健康教育論	1	必修
			地域包括ケア論Ⅲ(地域・学校)	1	必修
	栄養学(食品学を含む)	2	栄養学	1	必修
			生化学	1	必修
	解剖学及び生理学	2	人体の構造と機能(解剖学)	1	必修
			人体の構造と機能Ⅱ	1	必修
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	微生物学・免疫学	1	必修
教育の基礎的理解に関する科目	精神保健	2	臨床薬理学	1	必修
			心のしくみと働き	1	必修
			メンタルヘルス・アセスメント	1	必修
	看護学(臨床実習及び救急処置を含む)	10	看護概論	1	必修
			基礎技術Ⅱ	2	必修
			ヒューマンケア実習Ⅱ	2	必修
			生涯発達看護論Ⅰ(母性)	2	必修
			生涯発達看護論Ⅱ(小児)	2	必修
			生涯発達看護論Ⅲ(成人)	1	必修
			生涯発達看護論Ⅳ(老年)	1	必修
		28	計	29	
	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容 ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法	8	教育原理	2	必修
			教職論	1	必修
			教育制度論	1	必修
			教育心理学	2	必修
			特別支援教育	1	必修
			教育課程論	1	必修
			計	8	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容	6	道徳教育の理論と方法	1	必修
			特別活動及び総合的な学習の指導法	1	必修
			教育の方法と技術	2	必修
			生徒指導	1	必修
	・教育の方法及び技術		教育相談	1	必修
	・生徒指導の理論及び方法		計	6	
教育実践に関する科目	・養護実習	5	事前及び事後指導(養護)	1	必修
			養護実習	2	必修
			教職インターンシップ	2	必修
	・教育実践演習	2	教職実践演習(養護教諭)	2	必修
			計	7	
大学が独自に設定する科目		7	教育学概論Ⅰ	1	必修
			基礎技術Ⅰ	2	必修
			家族看護論	1	必修
			臨床判断論	1	必修
			サービスマーケティング	1	必修
			セーフティプロモーション	1	必修
			計	7	
計		56	総計	57	

【教育職員免許法施行規則第66の6に定める科目】

免許法施行規則に定める科目及び単位数			本学で開講する科目及び単位数		
科目	最低修得単位数		授 業 科 目	単位数	備考
日本国憲法	2		社会と人権(日本国憲法)	2	必修
体育	2		体育講義	1	必修
外国語コミュニケーション	2		スポーツと健康	1	必修
			Speaking & Listening	1	必修
			Writing	1	必修
			ReadingⅠ	1	必修
			ReadingⅡ	1	必修
			Process Writing	1	必修
			時事英語	1	必修
			異文化交流(海外語学研修)	2	必修
情報機器の操作	2		情報リテラシーⅠ	1	必修
			情報リテラシーⅡ	1	必修
計	8		計	14	

別表3

【教育学部】

種 類	金 額	納付期限等
入学検定料	35,000 円	入学願書提出時
入 学 金	170,000 円	入学のための選抜試験に合格したとき
授 業 料	880,000 円	年額（実習費含）
教育充実費	60,000 円	年額
施設設備費	200,000 円 180,000 円	初年度（年額） 2～4 年次（年額）
研究生登録料	30,000 円	
選考検定料	10,000 円	
研究生受講料	（基本研究指導） 200,000 円 （基本研究指導） 100,000 円	年間 半期
科目等履修料	20,000 円 10,000 円	1 科目（2 単位） 1 単位
在 籍 料	（各学期毎） 30,000 円	前期（5 月末日）・後期（9 月末日）

【看護学部】

種 類	金 額	納付期限等
入学検定料	35,000 円	入学願書提出時
入 学 金	170,000 円	入学のための選抜試験に合格したとき
授 業 料	1,140,000 円	年額
教育充実費	60,000 円	年額
施設設備費	300,000 円 250,000 円	初年度（年額） 2～4 年次（年額）
実 習 費	（1 年次） 80,000 円 （2 年次） 250,000 円 （3 年次） 250,000 円 （4 年次） 250,000 円	年額
研究生登録料	30,000 円	
研究生受講料	（基本研究指導） 200,000 円 （基本研究指導） 100,000 円	年間 半期
科目等履修料	20,000 円 10,000 円	1 科目（2 単位） 1 単位
在 籍 料	（各学期毎） 30,000 円	前期（5 月末日）・後期（9 月末日）

大阪信愛学院大学 教授会 規程 【案】

（目 的）

第1条 大阪信愛学院大学（以下、本学という）に、学校教育法第93条第1項の規定に基づき、重要な事項を審議するため教授会を置く。

（構 成）

第2条 教授会は本学学則に基づき、教授をもって構成する。

2 学部の助教以上を必要に応じて加えることができる。

3 必要に応じ、当該組織以外の教授、准教授、常勤の講師のうち当該組織の教育を担当する者を教授会の構成員に加えることができる。

（機 能）

第3条 学部の教育研究に関する事項を審議する。

2 学長が教育研究に関する決定を行うにあたって、学長が定める事項について意見を述べるために審議する。

（審 議 事 項）

第4条 教授会は、学長の諮問に応じ次に掲げる事項を審議し、本学学務に関する最終決定権者である学長に意見を述べることができる。

1. 建学の精神に基づく教育に関する事項
2. 本学の教育（教育課程の編成を含む）に関する事項
3. 本学の教学マネジメント推進・検証・向上に関する事項
4. 教員の資格審査に関する事項
5. 学生の入学・退学・休学・復学・転学、科目等履修生等に関する事項
6. 学生の単位認定、課程修了並びに卒業に関する事項
7. 学生の厚生補導に関する事項
8. 学生の表彰、懲戒に関する事項
9. 学則の改訂および教学に関する規程の制定および改廃
10. 学部長などの候補者の推薦
11. その他、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聞くことが必要であると学長が認める事項

（開 催）

第5条 前条の事項を審議するための教授会は、各学部ごとに開催し、原則として毎月1回定例で開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

2 教員の資格審査に関しては、教員資格審査規程による。

（招集及び議長）

第6条 教授会は、学部長がこれを招集し、その議長となる。

2 学部長に事故があるときは、あらかじめ学部長が指名した教授がその職務を代行する。

(議案の提出)

第7条 教授会への議案の提出者は学部長である。

- 2 その他、教授会構成員が提示する必要があると認める議案は、あらかじめ学部長に提出する。

(議 決)

第8条 教授会は、休職者、長期欠勤者、公務出張中の者を除き教授会構成員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 議事は出席した構成員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 3 重要事項については、出席した構成員の三分の二以上の賛成をもって決することができる。

(構成員以外の者の出席)

第9条 議長が必要と認めた者の出席を求め、議案に関し説明または意見を聴取することができるが、議決には参加しないものとする。

- 2 教授会に特別委員会を置き、事項を定めて審議等を委任することができる。

(議 事 録)

第10条 会議の議事その他必要な事項は、議事録に記載し、学部長及び教授会で承認された議事録証明者がその内容を確認するものとする。

- 2 教職員は、議事録を閲覧することができる。
- 3 議事録は、事務局で記録し保管する。

(そ の 他)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経た後に大学評議員会（大学運営会議）の承認を必要とする。

附則

1. この規程は、令和4年4月1日から施行する。